

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)**  
**平成 28 年5月 25 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの** 3件

**厚生年金保険関係** 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500841号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600026号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を13万9,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を10万8,000円、同年12月16日の標準賞与額を12万7,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を12万6,000円、平成19年6月29日の標準賞与額を14万円、同年12月19日の標準賞与額を13万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和53年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月30日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年6月28日  
⑤ 平成19年6月29日  
⑥ 平成19年12月19日

私は、A社に調理師として勤務していたが、請求期間①から⑥までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①、②及び③について、B市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者

の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

請求期間④及び⑥について、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表から判断すると、請求者は、請求期間④及び⑥に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額については、B市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し及びA社の経理担当者の陳述から、請求期間④及び⑥に係る標準賞与額については、上記資料及び陳述並びに請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表から、請求期間①の標準賞与額を13万9,000円、請求期間②の標準賞与額を10万8,000円、請求期間③の標準賞与額を12万7,000円、請求期間④の標準賞与額を12万6,000円、請求期間⑥の標準賞与額を13万6,000円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、請求者の給与振込口座に係るC銀行から提出された同行D支店における請求者の流動性預金取引明細表、B市役所からの請求者に係る所得照会（回答）、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記資料及び陳述から、14万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1500887号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1600027号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月15日の標準賞与額を46万8,000円、平成17年6月30日の標準賞与額を42万7,000円、同年12月16日の標準賞与額を41万7,000円、平成18年6月28日の標準賞与額を39万円、平成19年6月29日の標準賞与額を43万円、同年12月19日の標準賞与額を41万9,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日、平成17年6月30日、同年12月16日、平成18年6月28日、平成19年6月29日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成16年12月15日  
② 平成17年6月30日  
③ 平成17年12月16日  
④ 平成18年6月28日  
⑤ 平成19年6月29日  
⑥ 平成19年12月19日

私は、A社に勤務していたが、請求期間①から⑥までの賞与が厚生年金保険の記録にない。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、B市役所から提出された請求者の所得金額等証明書、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、請求期間①に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞

与から控除されていたことが推認できる。

請求期間②、③、④及び⑥について、上記資料及び陳述並びにC銀行から提出された同行D支店における請求者の給与振込口座に係る普通預金元帳から判断すると、請求者は、請求期間②、③、④及び⑥に賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、B市役所から提出された請求者の所得金額等証明書及び複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写しから、請求期間②、③、④及び⑥に係る標準賞与額については、上記資料及びC銀行から提出された同行D支店における請求者の給与振込口座に係る普通預金元帳から、請求期間①の標準賞与額を46万8,000円、請求期間②の標準賞与額を42万7,000円、請求期間③の標準賞与額を41万7,000円、請求期間④の標準賞与額を39万円、請求期間⑥の標準賞与額を41万9,000円とすることが妥当である。

請求期間⑤について、C銀行から提出された同行D支店における請求者の給与振込口座に係る普通預金元帳、B市役所から提出された請求者の所得金額等証明書、複数の同僚が保管していた賞与支給明細書の写し、複数の同僚のオンライン記録及びA社の経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、当該期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、請求期間⑤の標準賞与額については、上記資料から43万円とすることが妥当である。

また、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は、請求期間当時、同社の取締役であったことが確認できるところ、複数の同僚は、「請求者はEで支配人として勤務しており、社会保険関係業務はF本社が一括して行っていたので、請求者は関与していない。」と回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書きの規定に該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答はなく、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 1500915 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 1600025 号

## 第1 結論

請求者のA社における平成 15 年 8 月 12 日の標準賞与額を 45 万 4,000 円、平成 16 年 12 月 28 日の標準賞与額を 39 万 7,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 12 日及び平成 16 年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 12 日及び平成 16 年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 12 日  
② 平成 16 年 12 月

A社に勤務していた期間に支給された賞与について、請求期間①及び②の賞与が厚生年金保険の記録とされていない。平成 16 年 12 月の賞与の支給日は忘れたが、源泉徴収票の写しを提出するので、当該賞与を厚生年金保険の記録とし、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された平成 15 年分の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」という。）の写し及びB市から回答のあった請求者に係る「賦課資料（所得照会書）についての回答書（平成 16 年分）」（以下「賦課資料」という。）並びに複数の同僚が保管していた当該期間に係る賞与支給明細書の写しにより、請求者はA社から賞与を支給されていたことが認められる。

また、複数の同僚の賞与支給明細書によると、いずれも標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる上、源泉徴収票及び賦課資料から、請求者は、請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②において、事業主から賞与の支給を受け、標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、源泉徴収票及び賦課資料から推認した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は45万4,000円、請求期間②は39万7,000円とすることが妥当である。

請求期間②に係る賞与の支給日については、複数の同僚の賞与支給明細書に記載されている支給日から、平成16年12月28日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①及び②の賞与に係る届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、請求どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。